

気象庁長官 殿

国土交通大臣 扇 千景

平成14年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成14年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

・気象庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。気象庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

・気象庁が達成すべき目標

1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について

気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。また、気象情報を充実し、適時、的確に発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。

[具体的な目標]

・気象等の観測・監視の能力の向上を図るものとして、

豪雨等の予測に用いる上空の風の監視能力の向上を図るため、ウィンドプロファイラ（上空へ向けて電波を発射し、その電波が大気によって反射されて戻ってきた電波を用いて風の鉛直分布を測定する装置）による時間的かつ空間的に高密度な高層

風の監視を行う箇所を、14年度は25箇所から30箇所へ拡大する。

飛行場における気象観測能力の向上を図るため、81空港で空港気象観測システムを運用することを目指し、14年度は3空港に整備し、計35空港で運用する。

- ・関係機関と密接に連携して、観測成果の活用、情報内容の充実、情報提供機能の強化を図るものとして、

気象等の注警報について、発表の対象となる地域を絞り込み、きめこまかく発表することにより適切な防災活動を支援するため、14年度は関係都道府県と連携・協議し、府県予報区（総数56）のうち細分化を設定する予報区を47から50以上に拡大するとともに、既に設定した府県予報区においても更なる細分化を進めることにより、全国294の細分区域を更に30以上増加させる。

都道府県が管理する河川を対象として、都道府県と共同で行う洪水予報（指定河川洪水予報）を2以上の都道府県で開始する。

都道府県等との連携により、全都道府県から震度データを入手し、震度情報の発表対象市町村数を3000以上とする。

都道府県との連携により、情報提供機能の向上を図るため、気象庁が発表・提供する図等を含む各種防災情報をネットワーク上で利用可能な防災情報提供装置を16年度までに全都道府県に接続することを目途に、14年度は45まで拡大する。

- ・地球温暖化に関する情報の充実のため、地球温暖化の影響に加えて人工温暖化の状況も踏まえて、都市圏を対象とした温暖化予測情報の提供を開始する。

2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について

最新の科学技術を導入し、気象の予測モデル、観測及び予報に関するシステム等に関する技術に関する研究開発を計画的に推進する。

[具体的な目標]

- ・天気予報、週間天気予報等の基礎となる全地球を対象とした数値予報モデルを改善し、17年には、5日先の予測精度（数値予報モデルが予測した気圧が500hPaとなる高度の実際との誤差）を12年実績の4日先の予測精度まで向上させ、予報の改善に反映させる。
- ・各種の地球観測衛星により得られる観測データを収集し、地球規模での海面水温、海流等の情報作成に必要なデータを算出・提供できる衛星データ解析処理システムの運用を開始する。

3. 気象業務に関する国際協力の推進について

国際的な中枢機能を強化し、アジア地域等各国の気象業務を支援するとともに、国際機関の活動及び国際協同計画への参画並びに技術協力を推進する。

[具体的な目標]

- ・アジア太平洋地域気候センターを整備し、関係気象機関に対して、当該地域の1か月予報を支援する数値情報や気候の監視情報の提供を開始するとともに、技術支援のための会合を開催する。

- ・ 全球気象通信の地域中枢として、16年度までに9カ国・地域の気象機関に対して新たな通信手段による情報提供を行うこととし、14年度はインドの気象機関との間を新たな通信手段に移行し、7気象機関まで拡大する。

4．気象情報の利用促進等について

気象情報の民間への提供機能の向上を図るとともに、気象情報に関する知識の幅広い普及を図る。

[具体的な目標]

- ・ 民間において利用可能な気象情報について、降雨に関する情報等の充実により、提供量を424MB/日（前年度の目標に対して6%増）まで拡大を図る。
- ・ 気象情報について、国民における幅広い利用を促進するため、気象庁ホームページの機能を拡充することによって、気象観測データや統計資料が閲覧できる電子閲覧室を開設するとともに、気象庁が保有する各種の気象、地震、海洋等の即時・非即時の情報を利用できる環境を整備する。

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 扇 千景

平成14年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成14年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

・海上保安庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。海上保安庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

・海上保安庁が達成すべき目標（平成14年度案）

1．海上における治安の確保について

(1) 海上の治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、監視、取締り及び警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析及び機動的な広域捜査を推進するとともに監視・捕捉・執行能力の強化を図るため、情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進するために必要な組織等の整備を行うこと。
- 速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船艇の整備及び夜間監視機能を

備えた航空機の整備を行うこと。

密輸・密航事案の摘発を強化するための効果的な資機材の開発及び整備を促進すること。

警察、税関等の関係取締機関との間において、情報交換、合同訓練、合同捜査等を実施し、連携の強化を図ること。

- (2) 海上の治安の確保に関し、我が国の管轄権を行使しうる範囲の確定を行うため、国連の「大陸棚の限界に関する委員会」へ大陸棚の限界等に係る科学的・技術的資料を平成21年までに提出する。

[具体的な目標]

- ・200海里を超えて大陸棚が延びる可能性のある重要海域の調査として、重要海域を特定するための60海域の調査(概査)を実施すること。
「科学的・技術的ガイドライン」に従う重要海域の精密調査(精査)を平成21年度を期限として段階的に実施すること。

2. 海難の救助について

海難の救助に関し、常に即応体制を整えるとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な海難救助を行う。

[具体的な目標]

- ・距岸20海里未満で発生した海難について、118番の定着、GMDSSの適正使用の指導、啓発等を行うことにより発生から2時間以内に海難情報を入手する割合が平成17年までに80%以上となることを目指すこと。

3. 海上交通の安全確保について

海上交通の安全の確保に関し、関係法令に基づく的確な規制及び指導並びに情報の的確な収集及び適時、的確な提供を行うとともに、海難防止思想の幅広い普及を図ることにより、海難の未然防止に務める。

[具体的な目標]

- ・関係機関と連携し、モーターボートに係る救命胴衣着用率を平成17年までに50%以上となることを目指す。
- ・AISの搭載義務化に対応するため、計画的にAIS陸上局を整備すること。
- ・平成13年度に整備した次世代型海流監視システムのリアルタイム海況情報の提供を開始すること。

4. 海象の観測等について

海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。

[具体的な目標]

- ・地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測するため、特にその発生の可能性の高い三陸南部、南海トラフ等の海域に分布する断層及び南方諸島の海

底火山についての情報の空白区域を減少させること。

新たに中央防災会議で震源域が見直しされた東海沖等について、地震・火山活動の監視観測地点の増強を図ること。

国官総第805号
平成14年3月29日

高等海難審判庁長官 殿

国土交通大臣 扇 千景

平成14年度に海難審判庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成14年度において海難審判庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

・海難審判庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。海難審判庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

・海難審判庁が達成すべき目標

1．迅速な海難の調査、審判開始の申立について

海難を認知したときは、迅速に調査に着手し、審判による原因究明が必要であると認められる事件については、審判開始の申立を迅速に行う。

[具体的な目標]

- ・海難の認知から審判開始の申立までの平均期間を8.5ヶ月以内とする。

2．迅速な海難の審判及び裁決について

海難の審判及び裁決を迅速に行う。

[具体的な目標]

- ・ 審判開始の申立受理から裁決までの平均期間を7.5ヶ月以内とする。

3. 海難に関する情報の利用促進等について

海難の原因、海難実態の分析等に関する情報を提供する機能の向上を図るとともに、海難審判及び海難防止に関する知識の幅広い普及を図る。

[具体的な目標]

- ・ 「海難審判庁ホームページ」の裁決・広報等の各種データ提供の充実を図る。(容量を80MB(13年度目標の20MBの4倍)以上とする。)
- ・ 海難審判庁の活動状況の紹介や裁決事例を活用した海難の再発防止に資する情報提供を行う「海難審判情報誌」を定期刊行化するとともに、本庁のほか、地方機関においても多様なテーマについて深度化した「海難分析」を開始する。
- ・ 「海難審判説明会」を12回以上(13年度目標の2回以上の6倍)実施し、海難審判及び海難防止に係る知識の向上及び普及を図る。